

諫早市教育委員会議事録

令和2年第8回（7月定例）

令和2年第8回（7月定例）教育委員会

1 日 時 令和2年7月29日（水） 14時00分～16時45分

2 場 所 諫早市役所 8階 会議室8-3

3 出席者 教育長 西村 暢彦
委 員 秀島 はるみ
委 員 宮本 峻光
委 員 原田 裕介
委 員 山口 秀雄

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	高柳 浩二
教育総務課長	田島 正孝
学校教育課長	有谷 孝彦
学校教育課参事補	原 良拓
学校教育課参事補	土井 義和
生涯学習課長	佐藤 小百合

5 議題

報告第14号 臨時代理の報告について（諫早市社会教育委員の委嘱について）

報告第15号 臨時代理の報告について（諫早市公民館運営審議会委員の委嘱について）

報告第16号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の任免について）

議案第13号 令和3年度使用中学校教科用図書採択について

議事録署名人の指名

秀島委員と宮本委員を議事録署名人に指名

議事の非公開

報告第14号、報告第15号及び報告第16号については人事案件であるため非公開

議案第12号は教科書の採択に関するものであるため審議を非公開とし、採択決定後、採択結果及び審議内容を公開

議事録の承認

令和2年第7回（6月定例）教育委員会の議事録について
宮本委員から自身の発言について修正の意見あり
一部修正を了承の上可決

教育長等の報告の要旨

《教育長の報告》

1 大会等の中止や変更について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としていろいろな大会が中止・変更となっている。「長崎県市町村教育委員会連絡協議会」については、総会、研修会については中止、小委員会による県への要望内容、協議方法については回数を3回から2回に変更し、要望内容についても絞り込みを行う予定である。

「長崎県都市教育長協議会」については、8月5日、6日の日程で雲仙市において開催される予定であったが、最近になって中止の決定となった。この協議会で各市の教育長と情報交換、相談等をする予定であったが、それもできない状態である。昨日、松浦市の教育長から電話があったが、松浦市も同じく、いろいろな相談ができないため、各市に電話をし、情報を集めているとのことであった。

何かと不便であると感じている。

長崎県教育会主催の「教育県長崎」振興大会諫早大会」についても、10月末の開催予定であったが中止となった。次年度また諫早市での開催が予定されている。

「長崎県公民館大会諫早大会」については、県の担当課と本市生涯学習課で協議し、紙上発表、WEB等なんらかの方法で実施したいと考えている。決定次第、本教育委員会で報告したい。

そのほか、各種関係団体・組織の総会が全面的に中止となっており、資料のみいただくということが多い。例年4月から6月の期間の土日は、こういった総会等でスケジュールが埋まっているのだが、今年は皆無の状況である。

2 大雨への対応について

大雨に伴う学校の対応について、7月6日（月）は給食後下校、翌日7月7日（火）は休校、1日おいて7月9日（木）は雨雲の動きを注視しながら、安全な時間帯であった午後2時から3時の間に下校させ、翌日7月10日（金）は休校とした。

次に、休校を決定した場合、どのような手順で連絡を行うかということ参考までに示している。まず、学校と給食センターへ連絡をし、そのあと市健康福祉部を通し、学童クラブへ連絡する。保護者より先に学童クラブへ連絡する理由は、学校が児童の預かり等について、早急に学童クラブとの調整が必要となるためである。そのあと保護者、地域の順で連絡する。地域へは放送によるお知らせである。なお、大雨により2日間休校となったため、夏季休業中の授業日を1日プラス α 追加することとした。もともと、8月24日（月）から28日（金）までの5日間を授業日としていたが、8月21日（金）か8月31日（月）のどちらか1日を学校で選択してもらうようにし、プラス α で追加したい学校は8月21日（金）と8月31日（月）の両日授業を行ってもよいということにした。また、7月21日（火）と7月22日（水）は当初、小学校6年生及び中学生に限り授業を行ってもよいということにしていたものを、小学校3年生以上に変更し、学校判断で授業を行ったものである。

3 第2回中学校教科用図書採択会議について

本日の議題となっている中学校教科用図書採択会議の最後の会議を、7月15日に開催した。詳細については、議案説明の中で申し上げる。

4 修学旅行の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大変悩ましい状況である。これについても、後ほど学校教育課から説明申し上げるが、国が示している基準等を周知した上で実施することになる。なお、修学旅行を実施するかしないかは学校判断で

あり、教育委員会の決定事項とはならない。

5 8月1日付人事異動について

昨日7月28日に内示があった。このことについても、本日議題となっているが、今回の人事異動は課長補佐級以下、在課5年以上の職員を中心に異動がなされている。

《教育長の報告に対する質問・意見》

質問・意見なし

《 議 事 》

議案第13号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について

学校教育課長 説明

※ 説明は各教科別に行い、それぞれの教科用図書について委員の閲覧を受けながら実施した。

(1) 国語、書写

[委員]

2年生の国語の124ページ、「モアイは語る」。これはいつ書かれたものか。

[学校教育課長]

即答できないため、後ほど調べる。

[委員]

126ページに、「ころ」で運ぶと書かれているが、これは、今はもう否定されていると思う。確かに「ころ」は使っているのだが、以前は「ころ」で運んだあと、海岸に立てる際、重いモアイ像をどのような方法で立てたのかが謎であった。

現在は、モアイ像を立たせたまま、ロープをつけて左右に振りながら運んだという説がある。

また、道徳の話になってしまうが、「星野君の二塁打」という話がある。この話は最後のところをスパッと切っており、一番肝心なところが「星野君はどう考えたのでしょうか」で終わっている。私もついこの間原作を読み、星野君は、甲子園へ出場するのだが、監督からメンバーを外されることになり、原作はそこで終わる。なぜ途中でぷつぷつ切って、最後を教えないのか疑問である。

[教育長]

教科書の内容については、国の検定段階で協議されているはずである。だから、モアイ像を「ころ」で運んだという説は、完全否定はされていないのではないかと考える。同じ作品でも、次の教科書に載せる場合はすべて検定で調べられ、おかしいものは修正を求められる。そのため、この話も検定を通った段階で、「ころ」での運び方は完全否定されていないものであると考える。それから、道徳の「星野君の

二塁打」についてだが、作品を読むのが道德ではなく、作品の大事な部分を削り、「この先あなたならどう考えるか」というふうに、結末を見ることがない段階で、いろいろな価値観を思い浮かべ、様々な意見が出ることで道德の授業は成り立っている。

[委員]

国語で言えば、ある有名な現代作家の作品で、「この作者は何を一番主張しようとしているのか」といった問題があり、大学の先生が採点に用いた正解に対し、作者が「私はそんなことは言っていない」と否定された笑い話があるが、同じ質問でも、その作品の箇所がニュアンスが変わってくる。どこの箇所で問題を尋ねるか、どんな場面で問題を尋ねるかということが大事であると考えている。

(2) 地理・歴史・公民・地図

[委員]

公民の40ページに、ロック、モンテスキュー、ルソーの一連の流れがあり、「人権思想の歴史」とある。「人権」というのは、どんな人達の「人権」であったのかということが問題となると思うが、その部分には教科書では触れないのか。

[学校教育課長]

触れない。

[委員]

この人たち（ロック、モンテスキュー、ルソー）の思想の対象は、上位5%の人たちの「人権」である。今で言う「人権」は、どちらかというと弱者に対するものをイメージするが、当時はこの弱者に対する「人権」は一切考えられていない。そういうことをきちんと歴史の教科書の中で教えないと、間違った解釈のままになってしまうので注意が必要である。

[学校教育課]

承知した。

(3) 数学・理科

質問・意見なし

(4) 音楽一般・音楽器楽・美術

[委員]

和楽器についても、実際に学校で取り扱うのか。

[学校教育課長]

和楽器についても学校で取り扱っている。

[委員]

観点別資料を見ると、C者と甲乙つけ難いように見えるが、B者を推薦する理由は、

[学校教育課長]

B者の教科書のほうが、子どもたちが使いやすい作りになっているというところである。C者のほうは、より高度な美術専門的な人たちのほうが好むであろうといった内容となっている。よく出来てはいるのだが、子どもたちが扱う教科書としては、B者のほうがよいだろうという判断がされた。

(5) 保健体育・技術・家庭

[委員]

家庭科は、これだけの内容を何時間でやるのか。授業時間は。

[学校教育課長]

週1時間で年間35時間である。3年生においては2週間に1時間である。

(6) 英語・道徳

[委員]

3年生の英語の40ページ、ジョン万次郎の記者会見の部分、「(1)会見を聞き、次の点を中心にメモしましょう。QR」とあるが、これはビデオとかが流れるのか。

[学校教育課長]

これは、41ページ右上にあるQRコードを活用する旨指示したものである。このQRコードを読み取ると、音声や映像が流れることとなる。

[委員]

2年生の道徳の70ページに「SNSとどうつき合う？」というテーマがあるが、これはまさに今の時代に沿ったものであると思う。

[委員]

道徳について、D者のほうが全体的に見るとバランスよく評価されているが、B者を推薦する理由は。

[学校教育課参事補]

教科独自の観点に関する評価が重視されたことや、別冊のノートがないほうが使いやすいという意見も出され、総合的に勘案した上で、B者との結論になった。

(7) 全体を通して

[委員]

教科書の中でQRコードをよく見かけたが、実際授業の中で、QRコードを使うことがあるのか。

[学校教育課参事補]

来年度から児童生徒に対して1人1台ずつ端末が整備される予定であるため、授業中に読み取って、活用ができるものと考えている。

原案どおり可決

《非公開議事》

- 1 報告第14号 臨時代理の報告について（諫早市社会教育委員の委嘱について）
生涯学習課長 説明
削除
了承

- 2 報告第15号 臨時代理の報告について（諫早市公民館運営審議会委員の委嘱について）
生涯学習課長 説明
削除
了承

- 3 報告第16号 臨時代理の報告について（諫早市教育委員会職員の任免について）
教育総務課長 説明
削除
了承

《学校教育課長の報告》

- 1 令和2年度夏季休業中の授業日について
- 2 8月以降の集団宿泊的行事（修学旅行・宿泊体験学習）の実施について

《学校教育課長の報告に対する質問・意見》

[委員]

4ページの中ほどに「万が一、旅行自体をキャンセルした場合のキャンセル料の取扱いについて確認を行う。」とある。通常、キャンセル規定等により一週間前とか期日があると思うが、その期日を切って、直前に、学校関係者や生徒からコロナウイルス感染者が出た場合はどうなるのか。

[学校教育課長]

現在のところ、県内学校の修学旅行の約8割を占めている「県営バス観光」のキャンセル表をいただいているが、当初の予定どおり、どうしても修学旅行が実施できない場合、ホテルの変更を行わず延期する場合は2日前が期日、ホテルの変更を行い延期する場合は3日前が期日となっており、その期日内であればキャンセル料は発生しないと報告を受けている。これまでの学校の宿泊的学習行事等の動きを見てみると、約2週間前までに延期するかどうかを判断しているため、今のところキャンセル料が発生するような状況ではないと考えているが、今後、コロナウイルス感染等による急な事態でキャンセル料が発生した場合については、現在、市財政課

等関連部局と協議しながら進めていきたいと考えている。

[教育長]

私が見た表では、3日前で30%、当日で80%のキャンセル料が発生するとなっているが、今話があったように、まだ結論は出ていないが、直前になってキャンセルとなった場合はキャンセル料が発生するため、なんとか市で対応できないか財政課と協議を進めていきたいと考えている。

[委員]

コロナウイルスの場合は、事前に発生するか、その日直前に発生するか、最中に発生するか分からない。そういったことも踏まえて考えているのか。

[学校教育課長]

修学旅行の途中であれば発生した時点で引き上げる、直前であれば、キャンセル料が発生したとしても中止にする等そのときの状態で判断したいと考えている。

[委員]

例えば、修学旅行の途中でコロナウイルス感染者が出て、引き上げる際、バス旅行だと思うが、症状が出た子ども、その近くにいた子ども、どの範囲で、また、全員一緒に同じバスで引き上げるのか移送方法等または、その地域に留まらせるのか、そういった対応についても考えているのか。

[学校教育課長]

コロナウイルス感染症に限らず、病気等が発生した場合は、保護者が迎えに来て、責任を持って連れて帰るというかたちをとっている。

[教育長]

発生箇所の管轄の保健所等の指示を仰ぐことになろうかと考える。親・兄弟が迎えに来てもいいものか、それすら分からない。

[委員]

今回のコロナウイルス感染は非常に特殊なものであると考えられるので、対応については抜かりがないよう、十分検討していただきたい。

[学校教育課長]

承知した。

[委員]

例えば、保護者が修学旅行に行かせないと決定した場合、欠席扱いになるのか。

[学校教育課長]

その児童生徒に症状がなく、ただ感染が怖いからという理由の場合は欠席扱いとなる。

[教育長]

国が示したガイドラインでは、保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談のあった児童生徒等については、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、出席停止として欠席とはしないなど

の取扱いも可能である。修学旅行についても、同じような取扱いとなる。

その他

教育総務課長

- 1 令和2年度諫早市教育委員会表彰式の日程について説明
- 2 定例教育委員会の日程について説明

16時45分閉会